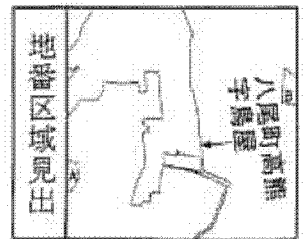


(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 八尾町高熊
字鳥屋
B 八尾町高熊
字鳥屋

請求部	所在	富山市八尾町高熊字鳥屋			地番	461番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成24年11月8日
富山地方法務局

申請番号：25-18
(1/1)

登記官

(28 枚目)

公用